**訪問看護ステーション　ちどり　　　運営規程**

（事業の目的）

第1条

医療法人社団　圭泉会が開設する訪問看護ステーションちどり（以下「ステーション」という。）は、健康保険法及び介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの保健師・看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、後期高齢者医療対象者及び健康保険法等により必要を認めた利用者、または要介護状態及び要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とする。

（運営方針）

第2条

１　ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称　訪問看護ステーション　ちどり

所在地　旭川市東３条１丁目２番８号　ベネッセレビル３階

（職員の種類、職員数及び職務内容）

第４条

　ステーションに勤務する職員の種類、職員数及び職務内容は次の通りとする。

　但し、職員は必要に応じて変更することができる。

1. 管理者（保健師）　１名

従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

1. 保健師・看護師等

看護職員　：　常勤換算方法で２．５名以上（内１名は管理者と兼務）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士　：　１名以上

　　　　　保健師及び看護師は、医師の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条

　ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 月曜日～金曜日　8：45～17：00

但し、下記の日を除く。

※国民の祝日、8月15日、12月30日～1月3日まで

　（２）常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の内容）

第6条

　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の援助
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理

（１０）その他の医師の指示による医療処置

（緊急時等における対応方法）

第7条

１　看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

　２　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料金等）

第8条

１　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、費用については別紙重要事項説明書の通りとする。

２　健康保険及び高齢者医療保険法による指定訪問看護を提供した場合は、下記の通り徴収する。

1. 基本療養費　各種健康保険法に基づく自己負担割合として1回の訪問に付き

療養費　×　負担割合（１～３割）

３　前2項の費用の支払いを受ける場合には、重要事項説明書により利用者及びその家族に説明し同意を受け署名してもらう。

４　料金改定があった場合には、別紙により利用者及びその家族に説明し同意を得るものとする。

（通常事業の実施地域）

第9条

１　通常事業の実施地域は旭川市内とする。

２　実施地域以外の場所については、相談に応じる。

（苦情等）

第10条

　利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

　※苦情対応窓口

　　〇訪問看護ステーションちどり

管理者　電話：0166-76-1808　相談時間：8：45～17：00まで

　　〇旭川市明るい福祉施設をつくる運営協議会　　電話：0166-23-0742

　　〇大雪地域広域連合（東川町役場内）　　　　　電話：0166-82-3697

　　〇北海道国民健康保険連合会　　　　　　　　　電話：011-231-5161

　　〇北海道後期高齢者医療広域連合　　　　　　　電話：011-290-5601

　〇協会けんぽ（全国健康保険協会）北海道支部　電話：011-726-0352

（個人情報保護）

第11条

１　職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。（個人情報の取扱いに関する規定は別紙重要事項説明書参照）

２　職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（職員の研修、教育等）

第12条

　ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるとともに、業務の体制も整備する。

　(１)　採用時（新人）研修の実施（法人にて）

（２） 法人内研修の実施

（３） その他　外部・内部研修の実施（第１3条、第14条、第15条にも規程あり）

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条

１　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、福祉の増進に努める。

２　ステーションにおける利用者に対する虐待を防止するために、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止対策委員会を定期的に開催、職員へ定期的な研修を行う。

３　サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

４　１～３の事項の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（感染症対策）

第14条

事業者おいて感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

（１）サービス提供者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

（２）事業者の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

（３）事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を

おおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

（４）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（５）職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定）

第15条

１　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

２　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（ハラスメント対策）

第16条

事業者は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な

関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が

害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（規定外条項等）

第17条

１　この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団圭泉会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

２　ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管しなければならない。

（附則）

1. 平成24年4月1日　制定
2. 平成24年6月1日　一部改訂
3. 平成26年1月26日　一部改訂
4. 平成26年3月16日　一部改訂
5. 平成26年10月1日　一部改訂
6. 平成26年11月1日　一部改訂
7. 平成27年3月1日　一部改訂
8. 平成27年4月1日　一部改訂
9. 平成27年4月16日　一部改訂
10. 平成27年6月1日　一部改訂
11. 平成27年8月1日　一部改訂
12. 平成28年10月1日　一部改訂
13. 平成28年11月1日　一部改訂
14. 平成28年12月16日　一部改訂
15. 平成29年1月16日　一部改訂
16. 平成29年2月1日　一部改訂
17. 平成29年4月1日　一部改訂
18. 平成29年7月1日　一部改訂
19. 令和2年2月1日　一部改訂
20. 令和2年3月23日　一部改訂
21. 令和5年4月1日　一部改訂
22. 令和6年2月15日　一部改訂
23. 令和6年4月1日　一部改訂
24. 令和7年2月1日　一部改訂
25. 令和7年4月1日　一部改訂

２６） 令和7年6月1日　一部改訂